

企業立地促進法に基づく 「八王子市企業立地促進基本計画」と 支援措置について



東京都と八王子市は共同で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」といいます。）に基づく、「八王子市企業立地促進基本計画」を策定しました（計画期間：平成21年度～平成25年度）。

本計画に基づき、人材育成、技術支援・研究開発支援等に取り組むことにより、八王子市が「世界最先端のものづくり産業を支える試作・研究開発支援地域」となることを目指していきます。

八王子市内で新たに工場等を新增設する事業者や事業高度化のための設備投資をする事業者の皆様は、「企業立地計画」や「事業高度化計画」を作成し、都知事の承認を受けることにより、企業立地促進法に基づく各種の支援措置が受けられます。

基本計画の概要

- 1 集積区域
八王子市全域（自然公園地域や鳥獣保護区等を除く。）（詳細は別紙「集積区域」参照）
- 2 集積業種
精密・機械・電子機器関連産業、都市市場対応型産業、前2者の関連業種
（詳細は末尾の「集積業種一覧」参照）
- 3 取組内容
人材育成、技術支援・研究開発支援、産業高度化・企業立地促進に向けた体制づくり等
- 4 計画期間
平成21年度～平成25年度
- 5 計画の詳細
「八王子市企業立地促進基本計画」
（東京都産業労働局HP内「八王子市企業立地促進基本計画について」をご覧ください。
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/ritchisokushin/hachioji-keikaku.html>）

企業立地計画及び事業高度化計画について

- 1 企業立地計画 / 事業高度化計画とは
工場や事業場を新增設する場合 企業立地計画
既存の事業者の方が事業の高度化を行う場合 事業高度化計画
を作成していただき、各々、一定の要件を満たす場合に承認されます。
- 2 対象事業者
集積区域（八王子市全域（自然公園地域や鳥獣保護区等を除く。））内で工場等の新增設又は事業高度化を行う、集積業種（下記3参照）に属する事業者

3 対象となる集積業種（詳細は末尾の「集積業種一覧」参照）

- (1) 機械・精密・電子機器関連産業
- (2) 都市市場対応型産業
- (3) (1)(2)の関連業種

企業立地計画及び事業高度化計画の申請手続

1 必要書類

(1) 承認申請書または変更承認申請書（2部）

企業立地計画 / 事業高度化計画 承認申請書

企業立地計画 / 事業高度化計画 変更承認申請書

(2) 補足説明書（2部）

企業立地計画 / 事業高度化計画 補足説明書

（上記書類の様式については、東京都産業労働局HP内「企業立地促進法に基づく基本計画と支援策について」からダウンロードできます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/ritchisokushin/index.html>)

(3) 添付書類（各1部）

直近2期分の確定申告書類一式の写（法人の場合）又は

直近2期分の営業期間の決算書（個人の場合）（いずれも税務署の受付印のあるもの）

定款（表面に記名と代表者による押印・日付の記載をお願いします）

法人登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）（発行から3か月以内のもの）

企業概要・企業経歴書等

位置図（新設又は増設場所が明確となる図面）

行政庁の許認可書の写（許認可等を要する事業を営んでいる場合）

（変更承認申請の場合は、 以外は、計画の承認を受けた後に内容の変更があった場合に添付してください。）

2 書類作成・申請に当たって

対象となる業種や設備投資の内容等に一定の要件がありますので、申請を検討する場合は、詳細について事前に下記担当までお問い合わせください。

3 提出先

下記担当までご提出ください。

4 計画の承認について

都による審査の上、結果を通知いたします。

なお、計画事業の実施中に、計画の実施状況や支援策の効果についてお伺いすることがありますので、ご協力ください。

5 その他

計画の承認は、融資等の各種支援策を保証するものではありません。計画承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が別途必要となります。

企業立地促進法に基づく支援策

承認された企業立地計画や事業高度化計画を実施する事業者には、次のような支援策が用意されています。(ただし、それぞれの支援策を利用する場合は、計画の承認とは別に、金融機関等の審査が別途必要になります。)

1 政府系金融機関による低利融資

中小企業の方は、日本政策金融公庫の低利融資を利用できます。

中小企業事業(旧中小企業金融公庫)の場合

「地域活性化・雇用促進資金」

- ・ 資金用途 : 設備資金・運転資金
- ・ 融資限度額 : 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
- ・ 融資期間 : 設備資金20年以内、運転資金7年以内
- ・ 融資利率 : 設備資金 2億7,000万円まで 特別利率 - 0.4%
2億7,000万円超 基準金利
運転資金 基準金利

詳細は、本社所在地の最寄りの日本政策金融公庫各支店にお問い合わせください。

(なお、清瀬市、西東京市、東久留米市を除く三多摩地区は立川支店中小企業事業(電話042-528-1261)にお問い合わせください。)

2 中小企業信用保険法の特例

承認を受けた計画に従って行う事業に必要な資金について、通常の保証限度額とは別に、同額の別枠を設けています。

(参考)通常の保証限度額

普通保険2億円以内、無担保保険8,000万円以内、特別小口保険1,250万円以内

詳細は、東京信用保証協会(電話03-3272-2251)にお問い合わせください。

3 課税の特例(企業立地計画の場合のみ)

承認を受けた企業立地計画に従って導入する建物及び機械装置のうち、一定のものについて、機械15%、建物8%の特別償却が認められます。

対象となる業種や設備投資の内容・規模等に一定の要件がありますので、詳細は下記担当にお問い合わせください。

4 食品流通構造改善促進法の特例

食品の製造、加工又は販売を行う事業者は、承認を受けた計画に従って行う事業に必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証が利用できます。

詳細は、(財)食品流通構造改善促進機構(電話03-3845-3663)にお問い合わせください。

八王子市企業立地促進基本計画における「集積業種」一覧

機械・精密・電子機器関連産業

18 プラスチック製品製造業、235 非鉄金属素形材製造業、24 金属製品製造業、
25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、
30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業
(312 鉄道車両・同部分品製造業、313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く)、
391 ソフトウェア業(3914 ゲームソフトウェア業を除く)、726 デザイン業、
743 機械設計業

都市市場対応型産業

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業
(102 酒類製造業、105 たばこ製造業、106 飼料・有機質肥料製造業を除く)、
836 医療に附帯するサービス業

の関連業種

15 印刷・同関連業、16 化学工業
(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業、1642 石け
ん・合成洗剤製造業、1644 塗料製造業、1645 印刷インキ製造業、1646 洗淨剤・磨剤製造
業、1647 ろうそく製造業を除く。)
44 道路貨物運送業、47 倉庫業、484 こん包業

その他の支援策

東京都及び八王子市では、上記の支援策のほかにも、企業立地に関する支援を行ってお
ります。

東京都制度融資「企業立地促進融資(略称:立地)」

計画の承認の有無に関わらず、工場・事務所の新設、移転や増改築等を行う中小企業の方
方に、長期・低利な融資を用意しています。

- ・資金用途 : 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 : 2億円
- ・融資期間 : 15年以内(据置期間1年以内を含む)
- ・融資利率 : 固定金利(1.7%以内~2.5%以内)
変動金利(短プラ+0.5%以内)
- ・信用保証 : 信用保証協会の信用保証が必要です。

なお、東京都が0.2%の保証料補助を行います。

詳細は、東京都産業労働局金融部金融課(電話 03-5320-4877)にお問い合わせください。

H P : <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/index.html>

八王子市企業立地促進支援制度（「いきいき企業支援条例」による支援）

本制度は、ものづくり産業、物流系産業、商業、事務所の産業用施設の新設・拡張、設備の増設を支援する制度です。

- ・対象地域 : 市が指定する企業立地促進地域
- ・指定要件 : 新施設にかかる固定資産評価額および常用雇用者数 等
- ・奨励金額 : 新施設にかかる固定資産税、都市計画税、事業所税相当額
- ・交付期間 : 3年間

【奨励金の種類】

・企業立地・雇用促進奨励金

施設を新たに設置（建築、購入、賃借）または拡張した事業者が対象。市内居住者を6割以上雇用した場合は、市内居住者1人あたり10万円を加算できる「雇用加算制度」の適用あり。

・貸し施設設置奨励金

新たに施設を建築または購入し、ものづくり産業、物流系産業、商業、事務所の事業者に賃貸する事業者が対象。

・産業系用地確保奨励金

ものづくり産業または物流系産業の事業者及び貸し施設設置者に、1,000㎡以上の土地を譲渡した事業者が対象。奨励金は1年度分のみ交付。

・開発・生産設備設置奨励金

既存の建物において、新たに開発・生産設備を設置（購入またはリース）したものづくり産業（中小企業者に限る）の事業者が対象。

詳細は、八王子市産業振興部産業政策課（電話 042-620-7379）にお問い合わせください。

HP : <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/sangyo/kigyoricchi/index.html>

【担当】

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1（都庁第一本庁舎 30階北側）

電話：03-5320-4748（ダイヤルイン）

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/chiiiki/index.html>

**八王子市企業立地促進基本計画における「集積区域」：
八王子市全域(自然公園地域や鳥獣保護区等(網掛けの部分)を除く。)**

集積区域図

【凡例】

集積区域

[集積区域から除外する区域]

国定公園地域、自然公園地域、特別緑地保全地区
及び近郊緑地保全区域

鳥獣保護区等

行政界

高速道路

国道

鉄道

番号	工業団地名
①	北八王子工業団地
②	北野工業団地
③	東浅川工業団地
④	狭間工業団地
⑤	八王子繊維工業団地
⑥	下恩方工業団地
⑦	美山工業団地
⑧	八王子みなみ野地区

